

Straight away

IFRS bulletin from PwC

31 January 2014

IASB が規制繰延勘定に関する暫定基準を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準第14号「規制繰延勘定」(「IFRS第14号」)を公表しました。これは、料金規制活動から生じる特定の勘定残高(「規制繰延勘定」)の会計処理に関する暫定基準です。

IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業としてIFRS第1号を適用する企業にのみ適用されます。IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業がIFRSを適用するにあたり、規制繰延勘定の認識、測定、減損および認識の中止に、従前の会計原則に従った会計方針を継続して適用することを認めています。また、この暫定基準は、(初度適用時またはその後における)会計方針の選択および変更、ならびに表示および開示に関するガイダンスも提供しています。

現在、料金規制活動を具体的に扱った基準はありません。この暫定基準の目的は、料金規制活動に係る会計基準を開発するIASBの広範なプロジェクトが完了するまでの間、IFRSを適用する企業が会計方針の大幅な変更を避けることができるようにすることです。当該プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーは2014年第2四半期に公表される予定です。

主な規定は？

適用範囲

IFRS第14号は、IFRS第1号を適用し料金規制活動を行っているIFRSの初度適用企業にのみ適用されます。料金規制とは、権限のある機関が、企業が顧客に請求する財やサービスの価格について、監視または認可の対象とする仕組みをいいます。IFRS第14号は、自己規制している企業(たとえば、価格規制が

企業自身の統治機関によってのみ行われる場合)を適用範囲から除外しています。

IFRS第14号の適用範囲に含まれる企業は、規制繰延勘定に関して従前の会計原則に従った会計方針を継続して適用することが認められています。既存の会計方針の変更は制限されており、国際会計基準 (IAS) 第8号が規定しているように、いかなる変更も財務諸表の目的適合性を高め、信頼性の低下を生じさせないものでなければなりません。

企業は、従前の会計原則では認識していなかった規制繰延勘定残高について、その認識を開始するために、会計方針を変更することは認められません。ただし、企業は、(IFRSの初度適用時、またはIFRSへの移行時における)会計方針の変更の結果として生じた新たな残高を認識することはできます。たとえば、IFRSにおける新たな従業員給付のガイダンスの適用により新たな繰延勘定が生じた場合、当該勘定は企業の従前の会計方針と整合的に会計処理されます。

認識、測定、減損、および認識の中止

企業は、初度適用時に、規制繰延勘定の認識および測定に従前の会計原則に従った会計方針を継続して適用することが認められます。この暫定基準には、認識、測定、減損および認識の中止に関する詳細なガイダンスは含まれていません。

従前の会計原則に従った会計方針は、特定のIFRSによる取扱いのない残高にのみ適用されます。つまり、他のIFRSを先に適用し、残りの残高にのみ、IFRS第14号に基づく会計処理を行います。



また、規制繰延勘定残高を財務諸表に適切に反映するために、当該残高に他の基準を適用することが必要となる可能性もあります。たとえば、規制繰延勘定残高自体の減損には従前の会計基準に従った会計方針を適用しますが、当該残高が含まれる現金生成単位にはIFRSにおける減損のガイダンスを適用することになります。

他のどの基準を適用できる可能性があるか、またその基準は、従前の会計原則による会計方針とどのように関係している可能性があるかを検討する際には、判断が必要となります。

表示

IFRS第14号の適用から生じる残高は、財政状態計算書および包括利益計算書上、区分表示されます。

財政状態計算書上、規制繰延勘定の借方残高の合計額と貸方残高の合計額は、その他のすべての資産および負債の小計の後に、独立の表示科目として表示されます。流動・非流動の区別は、別途開示される可能性はあるものの、財政状態計算書上で区別して表示されることはなく、相殺も認められません。

すべての規制繰延勘定に係る変動の合計額は、その他の包括利益(OCI)と純損益とに分けられます。純損益に計上した金額は、純損益の小計の後に単一の表示科目として区分表示されます。OCIに計上した金額は、その金額が事後的に純損益に振り替えられる項目に関連するか、または振り替えられない項目に関連するかによって、2つの表示科目に表示されます。規制繰延勘定残高がOCIで認識される項目に関連する場合、その変動はOCIに分類されます。1株当たり利益(EPS)を表示する企業は、規制繰延勘定の変動を除外したEPSと、変動を含めたEPSとを損益計算書に表示する必要があります。

開示

本基準は、規制の内容およびリスク、ならびに財務諸表への影響に係る情報の開示を要求しており、以下の事項の開示が含まれます。

- 料金規制の内容および範囲の記述
- 各残高の将来の回収または返還が、リスクおよび不確実性の影響をどのように受けるのか
- 規制繰延勘定残高の認識および測定的基础
- 期首残高から期末残高への調整表

影響を受ける企業は？

IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業で、従前の会計原則に従った会計方針に基づいて料金規制から生じる残高を現在認識している企業に、影響を与える可能性があります。これは、公益事業において一般的ですが、この暫定基準は、価格規制が行われている他の産業の企業にも影響を与える可能性があります。

次のステップは？

IFRS第14号は、2016年1月1日より適用され、早期適用が認められます。適用は強制ではありませんが、このガイダンスを適用する企業は、IFRSの適用に伴う影響の検討を開始する必要があります。

現在、料金規制活動に関する広範なプロジェクトが行われています。IASBは、料金規制活動の会計処理に関する最初の見解を求めることを目的とし、2014年第2四半期に当該プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーを公表する予定です。